

16. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額 2,577百万円)
平成29年度予算額(案) 2,817百万円

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

(1) 教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】 1,258百万円(972百万円)

〔補助率1/3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの配置の増(3,047人→5,047人)

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう今後段階的に配置を拡充

〔 小中学校のための配置(3,000人→5,000人)
高等学校のための配置(47人) 〕

- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000人)
- ・スーパーバイザー(47人)の配置、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援

[目標] 平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置 H29:5,000人(H28:3,000人)
(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

（２）学習支援の充実

○地域未来塾による学習支援の充実

322百万円（269百万円）

（地域学校協働活動推進事業の一部）〔生涯学習政策局計上〕

〔補助率 1／3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して地域住民の協力やＩＣＴの活用等による学習支援を実施するとともに、高校生支援を促進する。

（3,100箇所→3,700箇所）

（３）高校生等の就職・就学支援等

522百万円（553百万円）

○多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

68百万円（79百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人等〕

生徒の多様な学習ニーズに応じた教育活動を展開する定時制・通信制課程の高等学校や総合学科の高等学校、ＩＣＴを活用した遠隔教育を実施する高等学校における生徒への支援体制の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ、確かな学力を身につけさせるなど、高等学校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進する。

特に広域通信制高等学校については、質保証の必要性等が指摘される中、平成28年9月に策定した高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインを踏まえた効果的な通信教育手法の研究や、学校運営改善のためのPDCAサイクルの確保を推進する。

○補習等のための指導員等派遣事業（高等学校分）【再掲】

455百万円（474百万円）

〔補助率 1／3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市〕

学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、就職支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター、就職支援員など、多様な人材を高等学校等に配置する取組を推進する。

（４）要保護児童生徒援助費補助

714百万円（783百万円）

〔補助率 1／2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施。

一億総活躍社会の実現に向けて、国立学校や私立学校に対する就学援助の実施に関する働きかけや新入学児童生徒学用品費等の単価の引き上げを行い、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）を実施

556百万円（新 規）

〔補助事業者：都道府県〕

熊本地震で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の増（貧困等に起因する学力課題の解消 50人）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金の充実
- ・幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

※被災児童生徒就学支援等事業

6,198百万円（7,988百万円）

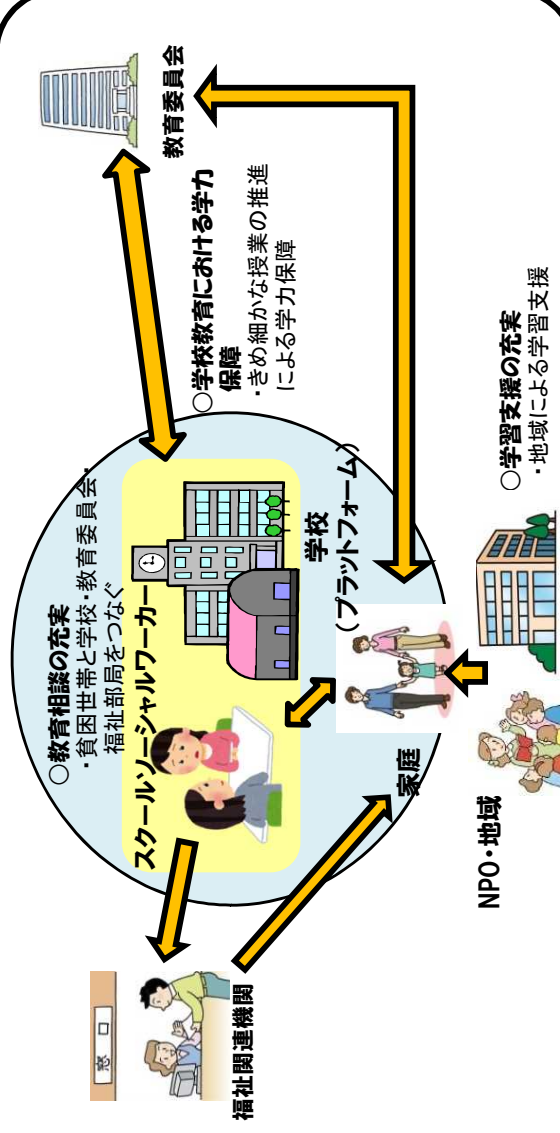
〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進 (義務教育段階)

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】



学校教育における学力保障

■ 貧困等に起因する学力課題の解消に向けた教員定数の措置 [H28]150人 → [H29]200人(+50人)

教育相談の充実

■ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充[H29予算額(案) 58億円(+3億円)][補助率1/3]

①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

○スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】(週1日×3h)

[H28]3,047人 → [H29]5,047人(+2,000人、66%増)

○貧困・虐待対策のための重点加配(+週1日×3h)

[H28]1,000人 → [H29]1,000人

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

H29: 5,000人(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールカウンセラーの配置拡充

○全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(16,000校)への配置

○さらに小中連携型配置【拡充】(+週2日×4h)

[H28]2,500中学校区 → [H29] 3,200中学校区

○貧困・虐待対策のための重点加配【拡充】(+週1日×4h)

[H28]1,000校 → [H29] 1,000校

[H28] [H29]
中学校 2500校 → 3200校
小学校 5000校 → 6400校
計 7500校 → 9600校

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

H29: 26,000校(ニッポン一億総活躍プラン、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

学習支援の充実

■ 地域未来塾による学習支援の充実[H29予算額(案) 3.2億円(+0.5億円)][補助率1/3]

[H28] 3,100か所 → [H29] 約3,700か所(+600か所)

【目標】平成31年度までに5,000中学校区(公立中学校(1万校区)の約半数)

(注) 地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協力やICT等を活用した原則無料の学習支援



多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

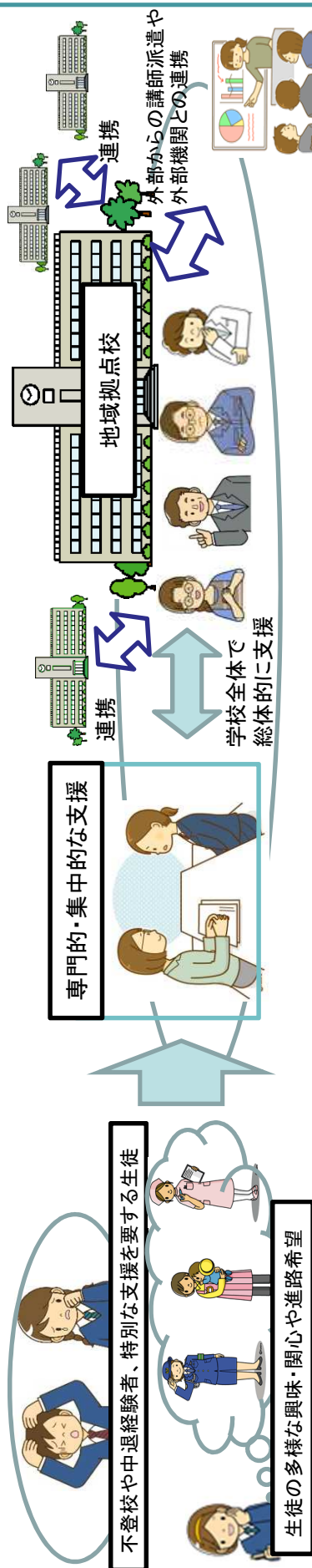
(平成28年度予算額 : 79,243千円)
平成29年度予算額(案) : 67,945千円

◆**目的・背景** 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成26年8月閣議決定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じ、確かな学力や学習意欲の向上等を生徒に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。

◆**事業内容** 上記のような状況を踏まえ、定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築、遠隔教育の普及などの優れた取組を推進し、全国的に展開可能な実践事例の確立・普及を目指す。特に広域通信制高等学校については、質保証の必要性等が指摘される中、平成28年9月に策定した高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインを踏まえた効果的な通信教育手法の研究や、学校運営改善のためのPDCAサイクルの確保を推進。

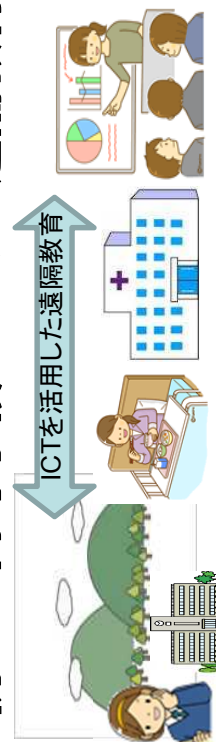
【委託事業 対象:都道府県教育委員会等(指定件数 16件)】

例1：定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築



定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等において、生徒の多様な学習ニーズに対応し、生徒一人ひとりにきめ細かに専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させるなど学校全体における総体的な取組を推進。
また、当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等の一層の振興を推進。

例2：高等学校における遠隔教育の普及・推進



全日制・定時制課程の高等学校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。

義務教育段階の就学援助

1 実施主体

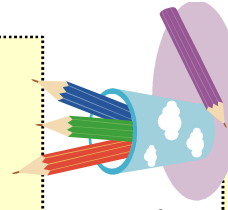
学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成25年度 約15万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成25年度 約137万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④平成29年度予算額案：7億円（28年度予算額：8億円）
ランドセル代や制服代等の「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ
①小学校：20,470→40,600円、②中学校：23,550→47,400円



- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成29年度以降についても適切に対応。
- ・平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。

4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）

平成29年度予算額案 6億円（新規）

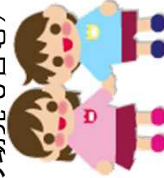
<事業概要>

- 熊本地震により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として一部(2/3)を国庫で支援

<具体的施策>

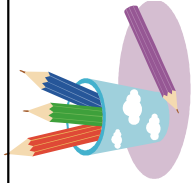
【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(補助率) 2/3
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



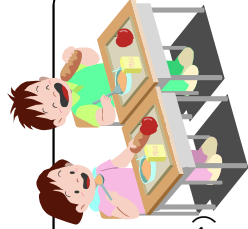
【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、返還時の柔軟な対応が可能



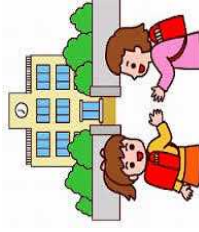
【特別支援（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(補助率) 2/3
(対象経費) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立高等学校等】

(対象者) 震災により就学等困難となった児童生徒
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程・専門課程：修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
(補助率) 2/3
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業

平成29年度予算額案 62億円(前年度予算額 80億円)
【東日本大震災復興特別会計】

＜事業概要＞

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

＜参考＞

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来
の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として計上。
- 平成29年度予算においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。(引き続き平成28年度と同様のスキームで実施。)

＜具体的施策＞

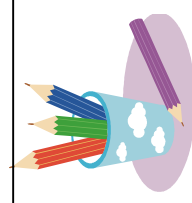
【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)
(補助率) 10/10
(対象経費) 保育料、入園料
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



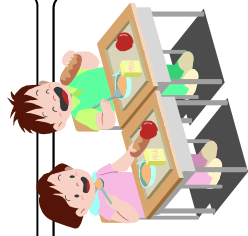
【高等学校】

(対象者) 震災により修学困難となった生徒
(補助率) 10/10
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うこと
で、手厚い修学支援が可能



【特別支援(幼・小・中・高)】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)
(補助率) 10/10
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(補助率) 10/10
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【私立学校】

(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
(補助率) 10/10
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程・専門課程: 修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上
(補助率) 10/10
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

17. 地域とともにある学校づくりの推進

(前年度予算額 296百万円)
平成29年度予算額(案) 393百万円
うち、「学校を核とした地域力強化プラン」分 166百万円※
※コミュニティ・スクール導入等促進事業、地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業は「学校を核とした地域力強化プラン」として実施。

1. 要 旨

学校現場における業務の適正化を強力に推進し、地域に信頼される学校としてのマネジメント機能を強化することにより、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人の能力を発揮できる環境整備を促進する。

また、全ての公立学校が、地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、コミュニティ・スクールの推進・加速する。

2. 内 容

(1) 学校現場における業務改善加速事業【再掲】 228百万円(125百万円)

教員の担うべき業務に専念できる環境を確保し、長時間勤務という働き方を改善することで、子供と向き合う時間を確保するため、国・教育委員会(都道府県・市町村)
・学校が有機的に連携し、一体的・総合的に業務改善をする取組を実施する。

・業務改善加速のための実践研究(20地域)

(業務改善に集中的に取り組むモデル自治体において、各学校における勤務時間管理の徹底をはじめ、教員の業務の見直し、意識改革のための研修等、業務改善の取組を強力に推進)

・業務改善アドバイザーの派遣

・長時間勤務是正に向けた普及・啓発 等

(2) コミュニティ・スクール導入等促進事業 162百万円(160百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部〔生涯学習政策局に計上〕

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組む「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」について、運営の充実や未導入地域での体制づくりへの支援等により、一層の拡大・充実を図ることで、地域とともにある学校づくりを推進する。(補助率:国1/3)

①コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
(460市区町村)

②コミュニティ・スクールの運営の充実(290市区町村 ※CSディレクターは150市区町村)

③学校運営協議会委員や教職員等を対象とした研修への支援(114自治体)

(3) 地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業 4百万円(11百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部〔生涯学習政策局に計上〕

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援する。(補助率:国1/3)(4自治体)

■教員が子供たちと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務改善の取組を一体的・総合的に推進。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域（20地域）を指定し、**業務改善の加速**及び**教職員や業務アシスタント等の人的配置状況と業務改善の関係**についての**実践研究を実施**。具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及。

都道府県・政令市

市町村と連携し、小中学校における業務改善を促進。重点モデル地域の成果を県下に波及。

- **重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置**
- 県としての業務改善ポリシの策定・指導助言
- 管理職等の意識改革のための研修の実施

- 取組のフォローアップ、成果の県下全域への発信

重点モデル地域：市町村（政令市含む）

- 自治体の業務改善ポリシの策定
- **業務改善の取組の実施**
 - ・教員の行う業務の明確化（事務職員や他のスタッフ等との連携・分担等）
 - ・部活動に関する休養日の明確な設定
 - ・時間管理の徹底、研修の実施 等



外部専門家による分析・助言

エビデンス
として蓄積

- **勤務状況の改善の成果を分析**
勤務時間（総勤務時間や事務作業・部活動に関する時間等）や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果などの成果を分析
- 成果を挙げたGPを管下全域に波及

業務改善アドバイザーボード

- 業務改善アドバイザーの派遣による指導助言（20名程度）
- 先進モデルの横展開
- 業務改善の取組の継続したフォロー



長時間勤務是正キャンペーンの実施

- 長時間勤務は正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を情勢
- ・ マネジメントフォーラムの開催
 - ・ 各種広報媒体等による普及啓発
 - ・ 実践事例集の作成 等

業務改善の基礎的調査研究の実施

- 研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施

コミュニティ・スクール導入等促進事業

平成29年度予算額(案)162百万円
(平成28年度予算額 160百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。

補助率:国 1/3

全ての公立学校が地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」となることを目指し、「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、コミュニティ・スクールを推進加速する。コミュニティ・スクールの未導入地域への支援や導入地域における取組充実への支援等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

学 校



地域連携担当教職員

※学校側の総合窓口
※学校運営協議会の運営業務を含め、地域との連携・協働の連絡調整

学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認(必須)
- ・学校運営に関する意見(任意)
- ・教職員の任用に関する意見(任意)のほか、
- ・地域との連携・協働活動等に関する協議
- ・学校関係者評価の実施
- など、学校運営に関する全体的な協議を行う場に

学校を支える観点



連携・協働

地 域



地域コーディネーター

※地域側の総合窓口
※学校支援、放課後の教育活動等の地域活動の調整やボランティアの確保

地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等を基盤とし、幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、地域学校協働活動を推進

「地域学校協働活動」(幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動)

- ・学びによるまちづくり・地域人材育成・郷土学習・地域行事への参加・ボランティア・体験活動・学校周辺環境整備 等

コミュニティ・スクール

※「地域学校協働活動」の推進は、「地域学校協働活動推進事業」により実施。

導入の促進

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり

・460箇所

※別途、教員・事務職員加配措置あり

運営の充実

- ・コミュニティ・スクール導入後の運営体制づくりと地域との連携・協働体制づくりへの支援

・290箇所

※2

・CSディレクターの配置:150市区町村 ※2

研修の充実

- ・学校運営協議会委員・教職員等の研修への支援

・都道府県・市区町村:114箇所

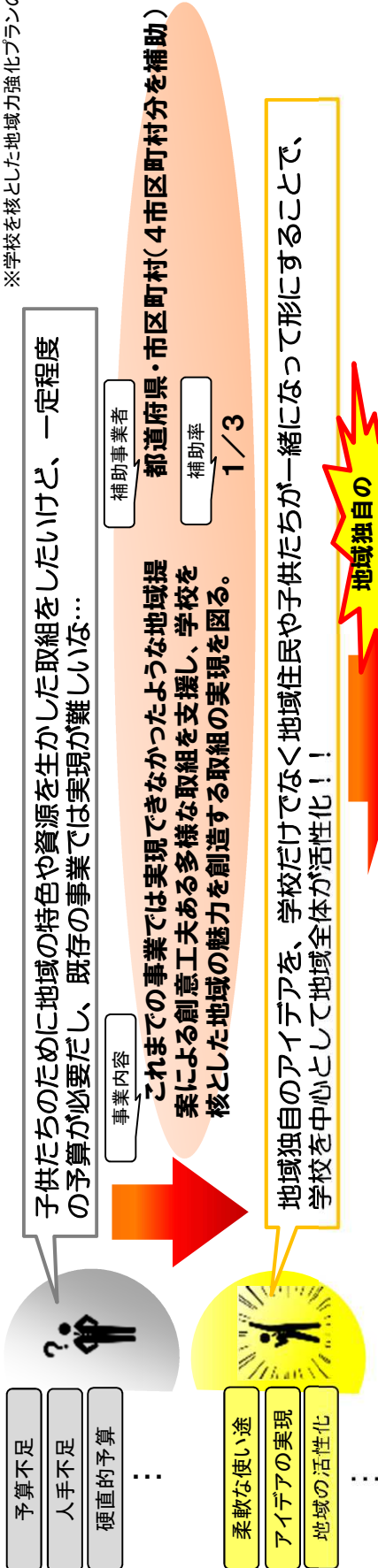
※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

※2 CSディレクター:学校運営協議会の会議運営や、学校運営協議会委員との連絡・調整・事務手続など、学校運営協議会に関わる業務を行う地域人材。

地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

平成29年度予算額(案) 4百万円
(平成28年度予算額 11百万円)

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。



地域独自の
提案を形に

提案例① 地域独自の学習プログラムの推進

□ 総合的な学習の時間等を活用した地域を題材とした学習プログラム
(例：地域創造学)等を地域住民や専門家等と連携しつつ推進することにより、子供たちの地域への愛着を高めるとともに、学校を中心として地域全体の教育への当事者意識の醸成を図る。

↑ 地域の魅力を再発見するとともに、一層の魅力化を図るための地域の在り方を考えること等を通じて、受動的な学びから主体的な学びへ。

提案例③ 民間と連携した公営塾の設立

□ 中山間地域や離島等において、地域の空き施設(空き家や学校の空き教室)等を利用して公営塾を設立し、地域の教員OBや民間の塾講師等と連携し、地域全体を巻き込んで子供たちの学力等の向上やキャリア教育の実践を行う。

↑ 学校と民間等が連携した学習のみならず、キャリア教育等も提供することにより、新たな学びの場が地域全体の協働の拠点に。

提案例② 山村等留学の促進

□ 当該地域外からの子供の長期受け入れにより、地域の資源を活用し、地域全体を教材とした様々な体験活動や地域住民等との協働を通して、子供たちだけでなく、受け入れる地域側も、活動を企画・立案等を行うなど、双方向的な成長を図る。

↑ 当該地域外からの刺激を取り込み、地域全体が活性化されるだけでなく、留学生が当該地域の全国への発信役に。

提案例④ 子供たちの提案するまちおこし策の実現

□ 子供たちが自由な発想に基づき、地域活性化に向けた企画・立案(例：ソーシャルビジネス、祭り、商品開発等)を行い、それらを地域の大人たちが実際に実現することにより、子供たちの自己有用感等をはぐくむとともに、地域の担い手としての力を育成する。

↑ 子供たちによる地域活性化方策の企画・立案を地域が一体となって実現し、子供たちを地域の担い手へ。

提案例◎ この他にも、様々な提案の実現が可能！

魅力ある
学校

未来を創る
教育

地域への
愛着・誇り

地域の強
みの発信

地域の
つながり

住み続け
たいまち

まちの
活性化

18. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	41,090百万円)
平成29年度予算額(案)	41,608百万円

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

平成29年度義務教育教科書購入費は、平成30年度から小学校で使用される「特別の教科 道徳」の教科書を無償給与するために平成29年度に必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約416億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(案)
予算額	412億円	413億円	412億円	411億円	416億円
定価改定率	±0.0%	+0.2%(※)	+0.8%	+0.5%	±0.0%

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(2) 平成29年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

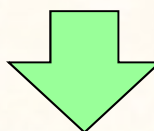
- ・ 小学校用教科書 3,410円 (教科書一冊あたり407円)
- ・ 中学校用教科書 4,944円 (教科書一冊あたり547円)

教科書無償給与制度について

～理念～

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着



諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校の全ての児童生徒

※ 教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習

○予算額の推移

区 分	H25	H26	H27	H28	H29(案)
予 算 額	412億円	413億円	412億円	411億円	416億円
定価改定率	±0.0%	+0.2% (※)	+0.8%	+0.5%	±0.0%

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(参考) 平成29年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

・小学校用 3,410円(教科書1冊あたり407円) ・中学校用 4,944円(教科書1冊あたり547円)

教科書の質量の充実に見合う教科書定価

教育振興基本計画等における教科書の質・量の充実に見合う教科書定価について、新課程に対応した教科書(小:平成23年度～、中:平成24年度～)の定価より反映

教育振興基本計画について(H20.7.1閣議決定)

◇教科書の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する力をはぐくむことができるような教科書の質・量の改善を図る。

(参考)

平成29年度文部科学関係予算(案)
【東日本大震災復興特別会計分】

復興庁所管事業

就学支援 62億円

- 被災地スクールバス・ボート購入経費 0.1億円
 - ・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入費の補助
- 被災児童生徒就学支援等事業 62億円
 - ・震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 49億円

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 27億円
 - ・スクールカウンセラー 約1,000人 など
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 22億円
 - ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置(1,000人)

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 27億円

- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業等 27億円
 - ・福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援
 - ・福島県小高統合高校の教育環境整備に要する経費を支援
- 福島県教育復興推進事業 0.7億円
 - ・福島県が実施する教育復興の取組を具体化、加速化する活動を支援

初等中等教育局関係合計 138億円